日野市介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱基準

平成３１年４月１日施行

日野市健康福祉部介護保険課

1. 目的

この基準は、介護サービスや指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス（以下「介護サービス等」という。）の提供により事故が発生した場合に、速やかにサービス提供事業者から日野市介護保険課へ報告が行われ、事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

1. 根拠基準等

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）」

「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）」

「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）」

「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」

「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）」

「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）」

「日野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例施行規則（平成30年規則第11号）」

「日野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例施行規則（平成27年規則第17号）」

「日野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する規則（平成25年規則第16号）」

「日野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する規則（平成25年規則第17号）」

「日野市介護予防・生活支援サービス事業の人員、設備、運営等の基準に関する規則（平成28年規則第32号）」

1. 報告の範囲

　報告すべき事故の範囲は、事業者の責任の有無にかかわらず、介護サービス等の提供に伴い発生した事故とし、次の（１）～（９）に該当するものとする。

（１）身体不自由又は認知症等に起因するもの　例）転倒、徘徊による行方不明等

（２）施設の設備等に起因するもの　例）器物の落下等

（３）感染症、食中毒又は疥癬の発生

なお、感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、以下のもの。

1. １～５類の感染症。ただし、以下のア～ウの場合とする。

ア　同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると思われる死亡者

又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合。

イ 同一の感染症もしくは食中毒の患者又はそれらが疑われるものが10名

以上または全利生者の半数以上発生した場合。

　　　　　　ウ　ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症

等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

1. 疥癬

③ 新型インフルエンザ等感染症

④ 新感染症

（４）地震等の自然災害、火災又は交通事故

（５）職員、利用者又は第三者の故意又は過失による行為及びそれらが疑われる場合

例）職員による利用者の金品着服、個人情報法の漏洩や紛失、利用者同士のトラブル、自殺、外部者の犯罪等

（６）原因を特定できない場合。

（７）上記以外の原因で発生した事故のうち、次のいずれかに該当する被害又は影響を生

じた場合

1. 利用者が死亡、けが等、身体的又は精神的被害を受けた場合（誤与薬含む）
2. 利用者が経済的損失を受けた場合
3. 利用者が加害者となった場合
4. その他、事業所のサービス提供等に重大な支障を伴う場合

（８）次に該当する場合は、(1)～(7)の原因による事故でも報告を要しないものとすることができる。

（ア）比較的軽易なけがの場合

（イ）老衰等により、明らかに事業者及び第三者の責に帰さない原因で死亡した場合

（９） (1)～(8)にかかわらず、日野市より報告を求められた場合は報告を要するものと

する。

1. 報告の様式

報告書の様式は、別紙を標準とする。

なお、より詳細な報告が必要な場合は、任意の用紙に記載の上、添付すること。

1. 報告の対象

事故報告は、事故に関係する介護サービス等利用者が本市被保険者である場合、または市内に所在する事業所または施設において事故が発生した場合とする。

1. 報告の手順

　各事業所は事故の報告について、以下の手順で行うものとする。

（１）第一報

各事業所は、事故の発生を確認した場合、速やかに家族に連絡するとともに、事故報告書を日野市介護保険課に提出し報告を行う。また、居宅介護支援事業所にも同様の報告を行うものとする。なお、緊急を要する場合は、報告書提出の前に、電話等で仮報告を行うものとする。

（２）途中経過及び最終報告

各事業所は、第一報の後、必要に応じて適宜途中経過を報告するとともに、事故処理の区切りがついたところで、遅滞なく事故報告書２次報告様式で最終報告を行う。

（３）比較的軽微な事故で、第一報の時点で、事故処理の終了している場合は、第一報を

もって最終報とすることができる。この場合、事故後の状況の内容についても第一報の

事故報告に記載するものとする。

1. 市における対応

　（１）日野市は、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業所の対応状況に応じて保

険者として必要な対応を行う。また、高齢者虐待およびその疑いがある場合においては、「日野市高齢者虐待対応・防止マニュアル」に沿って必要な対応を行う。

（２）事故対応は、当該被保険者(サービス利用者)が日野市民の場合を原則とするが、必要に応じ他の区市町村の被保険者に係る事故についても、当該区市町村と連携し対応するものとする。

（３）重大な事故については、必要に応じて、東京都、東京都国民健康保険団体連合会又は他の区市町村と連携を図るものとする。特に、法令違反、死亡事故、重大な過失及び人権侵害が疑われる場合は、東京都に連絡を行うこととする。

　　　付　則

１　この基準は、平成３１年４月１日から施行する。

２　市内介護保険事業所における事故発生時の日野市取扱基準（平成15年11月1日施行）は、廃止する。

　　　付　則

この基準は、令和6年7月1日から施行する。